

平成 22 年度 環境省税制改正要望の結果について

平成 21 年 12 月

1 地球温暖化対策（低炭素化促進）のための税制全体のグリーン化

（1）地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化

平成 22 年度税制改正大綱（以下「大綱」という。）に以下のように盛り込まれた。

はじめに

1. 我が国を取り巻く環境の変化

（1）経済・社会構造の変化

（略）

第五に、気候変動をはじめとする環境問題です。温室効果ガスによる地球温暖化は、海面上昇、異常気象、穀物生産量の低下、希少生物の絶滅の危機などを引き起こし、人類と生物の生存基盤である豊かな地球環境を脅かすおそれが生じると指摘されています。

2. 鳩山政権での対応

（1）構造変化への対応・新たな国づくり

（略）

第四に、世界で最も進んだ持続可能な低炭素社会をつくることを目指しています。豊かな地球環境はこどもを育む宝です。国連気候変動首脳会議で、全ての主要国の意欲的な参加を前提に、2020 年までに 1990 年比で温室効果ガスの 25% 削減を目指す「チャレンジ 25」や途上国支援等の「鳩山イニシアティブ」を提唱し、その実現に向け政策を総動員する方向で検討を進めています。低炭素社会の構築は、未来への責任を果たすことだけでなく、資源制約を抱えた我が国の弱点克服にもつながります。さらに、環境技術で国際的な優位性を確保することにもつながります。

（2）政府への信頼の回復・国民不安の解消

（略）

第四に、中長期的視点に立ち安定的・持続的な成長を実現するための成長戦略を策定します。（中略）世界最高の低炭素型産業・「緑の産業」の育成、（中略）などの分野における新しい雇用と需要の創出などが重要です。

第 1 章 税制改革に当たっての基本的考え方

2. 税制改革の視点

（前略）また地球温暖化をはじめとする環境問題や資源・エネルギー問題といった地球規模の課題に対応するための税制のグリーン化などの取組も求められています。（後略）

第3章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

(1) 基本的な考え方

消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、そのほかに間接税を課すことは、実質的に二重の負担をもたらすこととなります。したがって、個別間接税については、特定の政策目的を含め、課税の趣旨を明確にすべきです。

一方で、個別間接税に関連し、「グッド減税・バッド課税」という考え方が示されています。これは特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課すという考え方です。

「グッド減税・バッド課税」の考え方に立ち、健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制の検討も進めます。

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

①暫定税率

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、自動車重量税及び自動車取得税の暫定税率は、これまで累次の道路整備計画に定められた道路整備のための財源として、道路整備計画と一体的なものとして延長されてきました。

現在の暫定税率は、平成19年12月に検討された10年間の道路整備計画の案を根拠に平成20年4月から平成30年3月末までの10年間のものとして定められましたが、財源の用途については、前政権下の平成21年4月に一般財源化され、道路特定財源制度はなくなりました。

このような認識に立って、現行の10年間の暫定税率は廃止することとします。

他方、現在は石油価格も安定しており、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響についても度外視できない状況にもあります。また、急激な税収の落ち込みにより、財政事情も非常に厳しい状況にあることも踏まえる必要があります。このようなことから、今回の税制改正では、長い経緯に縛られてきた現行の10年間の暫定税率は、廃止しますが、当分の間、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税について現在の税率水準を維持することとしました。

ただし、国民の生活を守る観点から、平成20年度上半期に見られたような石油価格の異常な高騰時には、本則税率を上回る部分の課税を停止するための措置を併せて講じることとします。

②地球温暖化対策のための税

地球温暖化対策の観点から、1990年代以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含む、環境税制の見直し・強化が進んできています。

我が国における環境関連税制による税収の対GDP比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。

③車体課税

自動車関連諸税においてはかねてより簡素化、負担の軽減、グリーン化が強く求められてきました。

平成 22 年度においては、自動車重量税について、現行の 10 年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）には本則税率を適用するとともに、次世代自動車と比べて、単位重量あたりのCO₂排出量が多いガソリン車等については、本則税率の 2 倍（自家用乗用車の場合）の税率を設定するなどの措置を講じることとします。

また、いわゆる「エコカー減税」（24 年 4 月末まで）については、制度の仕組みを維持します。

以上の措置により、自動車重量税のグリーン化を行いながら、暫定税率による上乗せ分の国分の約 2 分の 1 に相当する規模の税負担の軽減を図ることとします。

自動車取得税については、現行の 10 年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、現在の税率水準を維持することとします。また、いわゆる「エコカー減税」（24 年 3 月末まで）については、制度の仕組みを維持します。

④地方環境税の検討

喫緊の課題である地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められています。

CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、すでに軽油等に課税していることを踏まえ、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要です。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための課税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

第 4 章 平成 22 年度税制改正

11. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

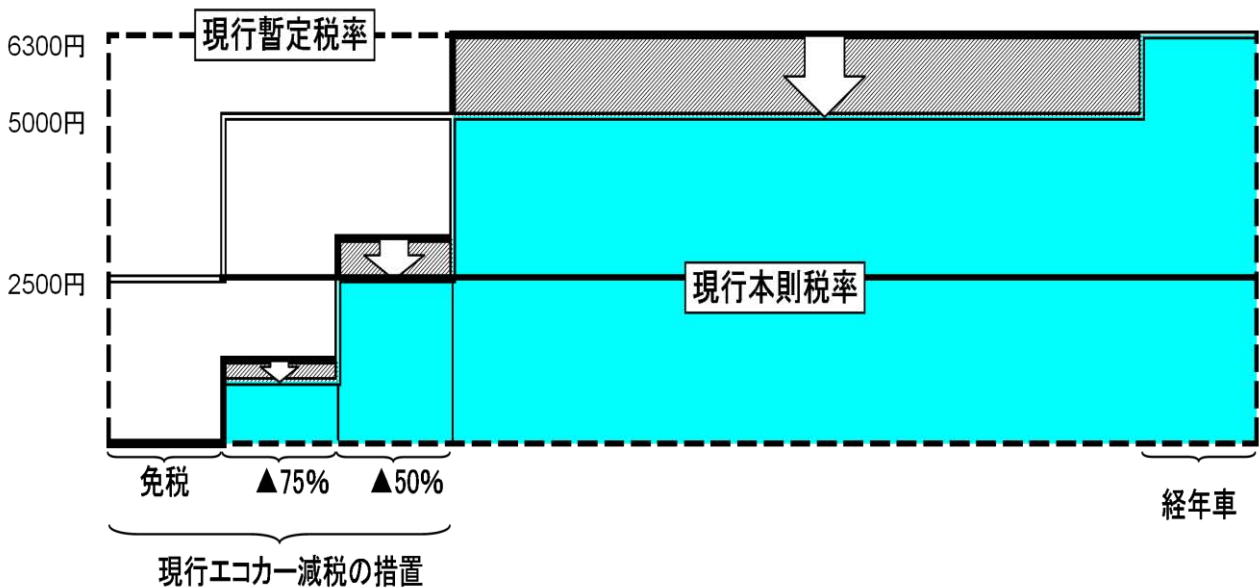
（2）地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

これらを法律において規定することとします。

<参考>自動車重量税の見直しの内容

自家用乗用車の場合の税率（0.5t・年あたり）



出典：平成 21 年度第 24 回税制調査会(12 月 22 日)資料

※また、国際連帯税について、大綱に以下のように盛り込まれた。

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

4. 国際課税

(3) 国際連帯税

国際金融危機、貧困問題、環境問題など、地球規模の問題への対策の一つとして、国際連帯税に注目が集まっています。金融危機対策の財源確保や投機の抑制を目的として、国際金融取引等に課税する手法、途上国の開発支援の財源確保などのために、国境を越える輸送に課税する手法など、様々な手法が議論されています。すでにフランスやチリ、韓国などが航空券連帯税を導入するなど、国際的な広がりを見せています。我が国でも、地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討を早急に進めます。

(2) 自動車の低公害化、低燃費化の推進

①自動車の保有に係る税率の特例措置(グリーン化)(自動車税)

電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車(ハイブリッド自動車・LPG自動車含む)を購入した場合、新車新規登録の翌年度分の自動車税を軽減し、また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車・LPG車・ディーゼル車等については自動車税を重課する措置について、プラグインハイブリッド自動車を新たに税率軽減の対象とするなど所要の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長。

<軽減>

<p>【現行措置】</p> <p>電気自動車(燃料電池自動車を含む)</p> <p>天然ガス自動車(車両総重量3.5t以下は☆☆☆☆車、車両総重量3.5t超は重量車☆車)</p> <p>☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車</p>	概ね50%軽減
<p>【見直し後】</p> <p>電気自動車(燃料電池自動車を含む)</p> <p>天然ガス自動車(車両総重量3.5t以下は☆☆☆☆車、車両総重量3.5t超は重量車☆車)</p> <p><u>プラグインハイブリッド自動車</u></p> <p>☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車</p>	概ね50%軽減
<p>【現行措置】</p> <p>☆☆☆☆車かつ燃費基準+20%達成車</p> <p>☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%達成車</p>	概ね25%軽減
<p>【見直し後】</p>	対象から除外

※☆☆☆☆：平成17年基準値よりも排出ガスを75%以上低減させた自動車

※重量車☆(NOx(又はPM))：平成17年基準値よりもNOx(又はPM)を10%以上低減させた自動車

※燃費基準+x%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりもx%以上燃費性能を向上させた自動車

※各基準を満たすハイブリッド自動車も対象

<重課>現行措置どおり

11年超のディーゼル車等・13年超のガソリン車・LPG車	概ね10%重課
------------------------------	---------

※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車については適用対象外

②最新排出ガス規制適合ディーゼル車等(中古車)の取得に係る特例措置(自動車取得税)

最新の排出ガス規制等に適合するディーゼル車〔ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車、クリーンディーゼル乗用車〕(中古車)を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減する措置について、継続生産車に係る規制の適用が開始されるま

で、その適用期限を延長（ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車については平成 23 年 8 月 31 日（車両総重量 12t 超の場合は平成 22 年 8 月 31 日）まで、クリーンディーゼル乗用車については平成 22 年 8 月 31 日まで）。

【現行措置どおり】（以下のほか、④も参照）

ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車 注)	2.0%軽減
----------------------------	--------

注) 車両総重量 12t 超のものについては、平成 21 年 10 月 1 日以降は 1.0%軽減
 ※ポスト新長期規制適合車：平成 21 年又は平成 22 年排出ガス規制に適合した自動車
 ※重量車燃費基準達成車：平成 27 年度燃費基準を満たす車両総重量 3.5t 超の重量車

クリーンディーゼル乗用車 注)	0.5%軽減
-----------------	--------

注) 平成 21 年 9 月 30 日以前は 1.0%軽減
 ※クリーンディーゼル乗用車：平成 21 年排出ガス規制に適合した車両総重量 3.5t 以下のディーゼル乗用車

③一定の排ガス性能を有する低燃費車（中古車）の取得に係る課税標準の特例措置（自動車取得税）

一定の排ガス性能を有する低燃費車（中古車）を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減する措置について、その適用期限を 2 年延長。

【現行措置どおり】（以下のほか、④も参照）

☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車	30 万円控除
☆☆☆☆車かつ燃費基準+20%達成車	15 万円控除
☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%達成車	

※☆☆☆☆：平成 17 年基準値よりも排出ガスを 75%以上低減させた自動車
 ※燃費基準+x%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりも x%以上燃費性能を向上させた自動車

④自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加（自動車重量税、自動車取得税、自動車税）

環境性能に優れた自動車に対する自動車関係税制特例措置の対象に、環境性能を満たす中量車の一部（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下）を追加する措置については、自動車重量税・自動車取得税を軽減する措置に限り対象に追加（自動車重量税については平成 24 年 4 月 30 日まで、自動車取得税については平成 24 年 3 月 31 日まで）。

ディーゼル車のうち ポスト新長期規制適合車かつ平成 27 年度燃費基準達成車	税率を 75%軽減 (中古車に係る自動車取得税については、税率から 1%軽減(平成 22 年 8 月 31 日まで))
ガソリン車のうち ☆☆☆☆車かつ平成 27 年度燃費基準達成車(自動車取得税のみ)	税率を 75%軽減 (中古車に係る自動車取得税については、取得価額から 30 万円控除)
ガソリン車のうち ☆☆☆車かつ平成 27 年度燃費基準達成車	税率を 50%軽減 (中古車に係る自動車取得税については、取得価額から 15 万円控除)

※ポスト新長期規制適合車：平成 21 年又は平成 22 年排出ガス規制に適合した自動車

(3) 省エネ住宅の推進

①既存住宅の省エネ改修に係る固定資産税の軽減措置（固定資産税）

既存住宅において、一定の省エネ改修工事（エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅に係る現行の省エネ基準にそれぞれ新たに適合することとなるもののうち、費用が30万円以上のもの。）を行ったものについて、改修工事が完了した年の翌年度分限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（120㎡相当分を限度）から3分の1を減額する措置について、その適用期限を3年（※）延長。

※今後1年間で新築住宅特例の見直しと合わせて検討

②認定長期優良住宅に係る特例措置（固定資産税、不動産取得税）

省エネ性能も要件に含む認定長期優良住宅について、新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（中高層耐火建築物（※1）は7年度分）（※2）に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額から2分の1を減額する措置及び当該住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準から1,300万円控除（※3）する措置について、その適用期限を2年（※4）延長。

※1：主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法に規定する準耐火建築物で、地上階数3以上のもの

※2：通常の新築住宅については、3年度分（中高層耐火建築物は5年度分）に限り減額

※3：通常の新築住宅については、1,200万円控除

※4：固定資産税については、今後1年間で新築住宅特例の見直しと合わせて検討

(4) 環境ファンドへの投資優遇制度（所得税）

地域コミュニティにおいて、個人資金等を集めて、再生可能エネルギー等の環境保全事業に投融資するエコ・コミュニティファンド等へ投資を行った場合の減税措置の創設については、今回は見送られた。

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) 産業廃棄物処理用設備等に係る特別償却制度(所得税、法人税)

産業廃棄物処理用設備等に係る特別償却制度(初年度14/100)については、対象設備から高温焼却装置及び揮発性有機化合物(VOC)排出抑制設備を除外し、対象となるPCB汚染物等処理用設備及び石綿含有廃棄物無害化処理用設備を環境大臣の認定を受けたPCB汚染物等又は石綿含有廃棄物の無害化処理に使用するものに限定した上、その適用期限を1年延長。

(2) 資源再生利用設備等に係る特別償却制度(所得税、法人税)

食品循環資源再生利用設備※(食品循環資源肥料化設備、食品循環資源飼料化設備、食品循環資源油脂化設備及び食品循環資源メタン化設備)、食品関連事業者が設置する生ごみ処理機・保冷設備※及び建設混合廃棄物選別設備に係る特別償却制度(初年度14/100)については、延長が行われないこととなった。

※食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条に基づく大臣認定を受けた計画の実行に必要な設備に限定

(3) 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置(所得税、法人税、住民税、事業税)

廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金)制度に基づく積立金を損金算入する措置の適用期限を2年延長。

(4) 廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置(固定資産税)

廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置について、下記のとおり対象施設及び特例率の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長。

		現行特例率	見直し後の特例率
ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場		1 / 2	1 / 2
産業 廃 棄 物 処 理 施 設	産業廃棄物処理施設	1 / 3	廃止
	廃PCB廃棄物等処理施設	1 / 3	1 / 3
	産業廃棄物焼却熔融施設	1 / 3	廃止
	廃油・廃プラスチック類処理施設	2 / 3	廃止
	産業廃棄物焼却施設	2 / 3	廃止
	廃石綿・石綿含有産業廃棄物熔融施設	1 / 6	1 / 3
優良更新施設(※)		2 / 3	廃止

※ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物処理施設、廃PCB廃棄物等処理施設、産業廃棄物焼却熔融施設、廃石綿・石綿含有産業廃棄物熔融施設のうち優良更新施設。

(5) 廃棄物再生処理用設備等に係る課税標準の特例措置(固定資産税)

廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置について、下記のとおり特例率等の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長。

	現行特例率	見直し後の特例率
建設廃棄物再生処理装置	3 / 4	廃止
空びん洗浄処理装置	3 / 4	廃止
自動車部品再利用製品製造設備	3 / 4	4 / 5 (平成 22 年度取得分) 5 / 6 (平成 23 年度取得分)
食品循環資源再生処理装置 (※)	2 / 3	3 / 4 (平成 22 年度取得分) 4 / 5 (平成 23 年度取得分)

※食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 19 条に基づく大臣認定を受けた計画の実行に必要な設備に限定

(6) 廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置(事業所税)

廃棄物処理法に規定する広域認定制度により環境大臣の認定を受けた者の専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設等に係る事業所税の資産割の課税標準を4分の3控除する特例措置については、延長が行われないこととなった。

(7) PFI 選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置(不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

P F I 選定事業者が設置する廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設に係る不動産取得税及び固定資産税並びに都市計画税の課税標準の特例措置については、延長が行われないこととなった。

3 環境汚染の防止

(1) 公害防止用施設に係る課税標準の特例措置 (固定資産税)

公害防止用施設に係る課税標準の特例措置について、下記のとおり対象施設の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長。

	現行特例率	見直し後の特例率
汚水処理用施設（水質汚濁防止法関係）	1 / 6	1 / 3
汚水処理用施設（湖沼水質保全特別措置法関係）	3 / 4	廃止
地下水浄化施設	1 / 2	廃止
土壌浄化施設	1 / 3	1 / 3
窒素酸化物排出抑制施設	3 / 4	廃止
ばい煙処理施設	1 / 6	廃止
揮発性有機化合物排出抑制施設	1 / 6	廃止
指定物質排出抑制施設	1 / 3	1 / 3
ダイオキシン類排出削減施設	1 / 2	廃止
優良更新施設（※）	2 / 3	廃止

※汚水処理用施設、窒素酸化物排出抑制施設、ばい煙処理施設、揮発性有機化合物排出抑制施設、ダイオキシン類排出削減施設のうち優良更新施設。

(2) 土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設に係る土地への 特例措置（特別土地保有税）

土壌汚染対策法の改正に伴い、地方税法の規定の整備を行う。

4 自然環境の保全

(1) 国立公園特別保護地区等の優れた自然環境を有する土地に係る税制上の特例措置（所得税、法人税、相続税）

国立公園特別保護地区等の優れた自然環境を有する土地について保全を一層促進するため、相続税の物納要件の緩和を行う等、所要の税制上の特例措置の創設については、今回は見送られた。

(2) 自然公園法及び自然環境保全法改正に伴う所要の措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、特別土地保有税）

自然公園法及び自然環境保全法改正により特別地域等における規制対象行為が追加されることに伴う所要の措置を講ずる。

5 森林関連税制

(1) 地域材等の木材の建築物への利用を推進するための課税標準の特例措置（固定資産税）

新築木造建築物で一定の要件を満たすものについて、固定資産税を3年間（中高層耐火建築物（※）は5年間）1/2に減額する措置の創設については、今回は見送られた。

※：主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法に規定する準耐火建築物で、地上階数3以上のもの

6 研究開発の促進

(1) 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除（R&D税制）（所得税、法人税）

試験研究費の増加額に係る税額控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用が可能となる措置について、適用期限を2年延長。

(2) 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度（所得税、法人税、法人住民税、法人事業税）

試験研究等を目的とする独立行政法人を、全額損金算入が認められる指定寄附の対象とする措置の創設については、今後の検討事項とされた。